



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名 株式会社ノリタケカンパニーリミテド  
代表者 代表取締役社長 小倉 忠  
(コード番号 5331)  
問合せ先責任者 総務部長 松本 俊介  
(TEL 052-561-7305)

#### 役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、社外取締役以外の取締役および所定の要件を満たす執行役員（以下「取締役等」といいます。ただし、海外居住者である者を除きます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、これにかかる議案を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 135 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、次のとおりお知らせします。

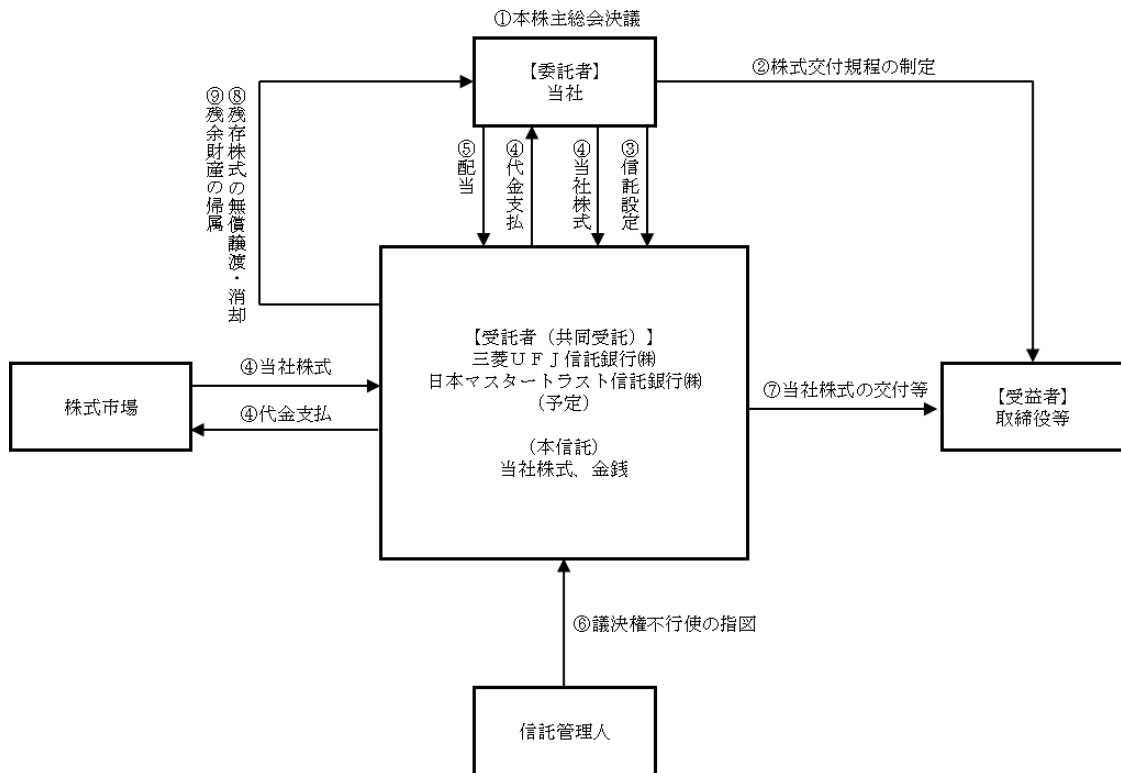
#### 記

##### 1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、取締役等に対して中長期的な企業価値向上を意識した経営へのインセンティブを付与することを目的として、本制度を導入する予定です。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において本制度の導入にかかる議案（以下「本議案」といいます。）が承認されることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」といいます。）を用いた、当社の中長期の企業業績に連動する株式報酬制度です。B I P 信託は、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share Plan) および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock Plan) を参考とした信託型インセンティブ・プランであり、企業業績等に応じて、取締役等に対して、報酬として当社株式を交付する仕組みです。

## 2. 本制度の概要について

### 【スキームの概要図】



- ① 当社は、本株主総会において、本制度にかかる取締役等の報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度にかかる取締役等に対する報酬についての規程（株式交付規程）を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を拠出し、所定の受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」といいます。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を用いて、①で承認を受けた範囲内で当社株式を当社（第三者割当による自己株式処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、取締役等に対して、企業業績目標の達成度等に応じたポイントの付与が行われます。所定の受益者要件を満たす取締役等は、退任時に、当該取締役等が保有するポイントに応じて、当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付（以下「株式交付等」といいます。）を受けます。
- ⑧ 信託の終了時、本信託内に残存する当社株式は、株式の消却を行うことを条件として、当社へ無償譲渡されます。また、本信託内に残存する金銭は、所定の受益者要件を満たし受益者となる者へ分配されます。
- ⑨ 信託の清算に際して、残余財産は、信託への拠出金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属します。

## (1) 本制度の概要

本制度は、平成 29 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度を当初の制度対象期間とし、各事業年度の企業業績等に応じて、取締役等に対する報酬として、取締役等の退任時に株式交付等を行う制度です。

当初の制度対象期間満了後も、3 事業年度ごとの新たな制度対象期間の設定および本信託の信託期間の延長（後記（4）参照）を行い、本制度は継続できるものとします。

## (2) 制度導入手続

本株主総会において、本信託に拠出する金銭の額および取締役等に対する株式交付等の対象となる当社株式数の上限（後記（6）参照）その他必要な事項の承認決議を得ます。

## (3) 本制度の対象者（受益者要件）

本制度においては、原則として、次の受益者要件を満たす取締役等に対して、退任時に、当該取締役等が保有するポイントの数に応じて、本信託から株式交付等を行うものとします。

- ① 制度対象期間中に取締役等であること（制度対象期間中に新たに取締役等となった者を含む。）
- ② 退任時にポイントを保有していること（後記（5）参照）
- ③ 海外居住者でないこと
- ④ その他株式報酬制度としての本制度の趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

## (4) 信託期間

本信託の当初の信託期間は、平成 28 年 8 月から平成 31 年 8 月まで（予定）の期間とします。

制度対象期間満了に際して本制度を継続する場合、本株主総会で承認を受けた範囲で、取締役会の決議により、信託契約の変更および金銭の追加拠出を行い、本信託の信託期間を延長することができるものとします。その場合、延長される信託期間は原則として当初の信託期間と同期間とし、引き続き取締役等に対するポイントの付与を行います。

また、本制度を継続せず、制度対象期間満了に伴い本制度を終了する場合で、将来、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任しているときには、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する株式交付等が完了するまで、本信託の信託期間を最長で 10 年間延長することもできるものとします。

(5) 取締役等に対する株式交付等の時期および内容

受益者要件を満たす取締役等は、原則として、退任時に、本信託から、保有するポイントの数に対応する株式交付等を受けます。

本制度では、取締役等に対して、制度対象期間中の事業年度ごとに、中期経営計画で設定される各事業年度における連結売上高・連結営業利益等の企業業績目標の達成度等に応じて増減するポイントが付与されます。ポイントは、本制度の継続中、累積します。

ポイントは1ポイントにつき当社株式1株に対応するものとし\*、受益者要件を満たす取締役等が保有するポイントの総数の70%のポイントの数に対応する数の当社株式を交付し、残りのポイントの数に対応する数の当社株式の換価金相当額の金銭を給付します。

\*信託期間中に株式分割・株式併合等がなされ、ポイントと当社株式との対応数の調整を行うことが公正であると認められる場合、分割比率・併合比率等に応じた1ポイントあたりの当社株式の対応数の調整がなされるものとします。

(6) 本信託に拠出する金銭の額および本信託からの株式交付等の対象となる当社株式数の上限

本株主総会では、当社が本信託へ拠出する金銭の額の上限（以下「拠出上限金額」といいます。）を、制度対象期間ごとに600百万円として承認を得る予定です。

また、本株主総会では、本制度における取締役等に対する1事業年度に対応する株式交付等の対象となる当社株式数（ポイント）の上限を1百万株（1百万ポイント）として承認を得る予定です。そのため、制度対象期間ごとに本信託が取得する当社株式数の上限（以下「取得上限株式数」といいます。）は、1事業年度に対応する株式交付等の対象となる当社株式数の上限に制度対象期間の年数である3を乗じた数に相当する数である3百万株となる予定です。

なお、本株主総会では、本議案と併せて株式併合（以下「本株式併合」といいます。）にかかる議案を付議することとしております。同議案が可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、本株式併合の併合比率（10株を1株に併合）に照らし、1事業年度に対応する株式交付等の対象となる当社株式（ポイント）の上限は100千株（100千ポイント）に、取得上限株式数は300千株に、それぞれ変更されるものとします。本株式併合の詳細については、本日開示の「単元株式数の変更及び株式併合、並びに定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、拠出上限金額および取得上限株式数の範囲内で、当社からの第三者割当による自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しています。取得の詳細については、本株主総会后、取締役会にて決定し、開示を行う予定です。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の当社株式の数が取締役等に対して付与される株式付与ポイントの数に対応する数に不足する可能性が生じた場合には、拋出上限金額および取得上限株式数の範囲内で、当社は本信託に金銭を追加拋出し、本信託は当社株式を追加取得できるものとします。

(8) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内の当社株式の議決権は、経営への中立性を担保するため、信託期間中、全て行使しないものとします。

(9) 本信託内の当社株式についての剰余金の配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金の配当は、信託報酬等の本制度運営のための費用に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託の終了時に本信託内に残存する当社株式は、株主還元策として、株式の消却を行うことを条件として、当社へ無償譲渡されます。また、本信託の終了時に本信託内に残存する金銭は、費用に充てられた後、信託契約に定められる受益者要件を満たして本信託の受益者となった者に対して給付されます。

(ご参考)

【信託契約の内容】

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託
② 信託の目的	当社の取締役等に対するインセンティブの付与
③ 委託者	当社
④ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）（予定）
⑤ 受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦ 信託契約日	平成28年8月（予定）
⑧ 信託の期間	平成28年8月から平成31年8月まで（予定）
⑨ 制度開始日	平成28年9月（予定）
⑩ 議決権行使	行使しないものとします。
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式
⑫ 信託金の上限額	600百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬ 帰属権利者	当社
⑭ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

① 信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
② 株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以上